

論説

2015・12・2

禍根残す最悪の展開

石木ダム問題

東彼川棚町に計画される石木ダム問題で、反対地権者らでつくる原告団が11月30日、国を相手に計画に対する事業認定の取り消しを求める行政訴訟を長崎地裁に起こした。

反対地権者が現住したまま事業が進む全国でもまれなダム計画は、ついに法廷に持ち込まれた。

石木ダムは、佐世保市の安定的水源として、川棚川流域の水害対策も兼ねて利水、治水両面の目的で県と佐世保市が建設を目指してきた。これに対し原告団は行政訴訟とは

別に、当面の工事進捗(しんちよく)を阻止するため、県と佐世保市を相手に工事の差し止めを求める仮処分申請も予定している。

土地所有者の権利を制限できるのは、憲法で規定された公共の福祉にかなう場合だ。原告団は、石木ダムの必要性の程度と、先祖伝来の土地と生活を守ろうとする住民の権利を比較すれば、明らかに後者のほうが重いと主張する。

その理屈は単純だ。治水面は、既に川棚川は氾濫が起きない程度に改修されており、

より対策を強めるなら追加の改修をすべきで、利水面では佐世保市の予測に反して給水量は増えない。万一の大洪水に備えるにしても、雨が降らなければダムにも水はたまり

ない。水は他の手段で融通するしかなく、ダムで対応できる範囲には限りがある——というものだ。

一方、計画地に現住する13世帯はここで暮らし、働き、この環境と生活を子孫に残そうという強い意思を持っている。その住民から奪おうとしているのは、単に土地や建物

といった不動産の価値にとどまらない。公共の福祉の根拠が薄弱なまま、強制収用でこの権利を破壊するのは許されない。しかし反対地権者が何

度も求めても、県は用地交渉なら応じるといって、事業の必要性の話し合いは拒絶する。この状況では、事業に対して客観的な評価を得るには訴訟しか方法がない。

こういった主張に、県や事業認定した国がどう反論していくか。これがこの裁判の注目点である。

防災や水源対策をより充実させるとしても、自治体には財政上限度があり、間違った支出は県民生活の向上に充てられるべき税金の使い道に影響するとも強調し、当事者としての県民に広く原告参加を募るといふ。

40年かかって完了せず、しかし事業は止まらず、県は反対住民との対話を成り立たせることもできなかった。だが既に反対地権者の一部は強制収用され、家屋の一部も収用裁決が申請された。強制収用すれば、住民が訴訟に向かわされるのは必然だった。本県の公共事業の歴史に取り返しつかない禍根を残す最悪の展開というほかない。(森永玲)